

小樽市告示第77号

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定に基づき、地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)を策定するので、同法第19条第7項の規定に基づき、地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)案を公告し、縦覧に供する。

なお、利害関係人においては、当該地域計画の案に対し、意見書を提出することができる。

小樽市長 迫 俊 哉



1 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)案の縦覧期間

令和7年3月10日 から 令和7年3月24日 まで

2 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)案の縦覧場所

産業港湾部農林水産課及び小樽市ホームページ(産業港湾部農林水産課)上

※農林水産課での縦覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く開庁時間に限る。